



みやき町



町民活動保険制度のご案内

《保険期間：令和3年7月1日16時～令和4年7月1日16時》



町民活動保険とは？

日頃より、各種団体の皆さんによる自主的な町づくり活動やボランティア活動が盛んに行われています。こうした活動は、みやき町のまちづくりの大きな役割を果たしており、欠くことのできない活動と考えます。

しかし、このような活動中に、万が一の事故や賠償責任を負うことも考えられます。

みやき町では今回、このような場合に備えて、皆さんが安心して活動いただけるよう「賠償補償保険」に加入しました。

対象となる活動

- おおむね5名以上で構成され、町内に活動拠点がある団体の無報酬（実費弁償程度のものを除く）で計画的・継続的に行われる社会奉仕活動、社会教育活動などの公益性のある活動（原則として、既加入の保険で対応が困難な場合とします。）

【保険の対象となる活動例】

- 地域社会活動 … 清掃活動（道路、水路など）、除草作業、交通安全運動など
- 青少年健全育成活動 … 子どもクラブ活動、防犯・防災活動、PTA 活動など
- 社会福祉・奉仕活動 … 募金活動、街頭植花活動など
- 社会教育・体育活動 … 老人クラブ活動、婦人会活動、運動会など



審査の結果、保険が適用されない場合もあります。

【保険の対象とならない活動例】

- 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- スポーツ団体や文化活動団体の自身のために行う日常の練習やサークル活動
- 山岳登山等の危険なスポーツ活動
- 学校の管理下において行われるクラブ活動

対象となる団体・人

- 町民の皆さまおおむね5名以上で構成され、町内に拠点がある団体の責任者及び会員

- 活動に参加されている方



スポーツ活動等における単なる観覧者、夏祭り等の来場者は対象外です。



団体規約、役員・会員名簿、活動報告書等をご提出いただく場合があります。

保険の内容① 傷害事故の補償

- 傷害補償 団体の指導者や参加者が、活動中に急激かつ偶然な外来の事故でケガや死亡したとき

死亡保険金 500万円

- 事故発生の日から180日以内に、そのケガが原因で死亡されたとき、死亡保険金が支払われます。



既に支払われた後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金から当該額を控除した残額が支払われます。

後遺障害保険金 15万～500万

- 事故発生の日から180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じたとき、その程度に応じて後遺障害保険金が支払われます。

入院保険金 日額 3,000円

- 事故発生の日から180日以内に、そのケガが原因で医師の治療を受けるため入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内を限度として、入院日数に対して1日につき入院保険金が支払われます。

通院保険金 日額 2,000円

- 事故発生の日から180日以内に、そのケガが原因で医師の治療を受けるため通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対して90日を限度として、通院日数に対して1日につき通院保険金が支払われます。



平常業務に従事する、又は平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金は支払われません。

保険の内容② 賠償責任の補償

- 損害補償 団体の指導者等が、活動中に管理監督の不手際や指導・誘導ミスなどによって参加者やその他第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき

身体賠償 1名につき6,000万円
(対人) 1事故につき1億円

- ・参加者やその他第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

財物賠償 1事故につき500万円
(対物)

- ・参加者やその他第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

受託品賠償 1事故につき300万

- ・指導者等が、参加者やその他の第三者からの預かり品や管理しているものを滅失、き損、汚損などにより損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

補償の対象とならない主な場合

- ・故意によって生じた賠償責任
- ・地震、洪水等の自然事変に起因する賠償責任
- ・自動車、動物など所有・使用者の管理に起因する賠償責任
- ・参加者間での賠償責任事故
- ・親族に対する賠償責任事故
- ・食中毒

もし、事故が起きたら ...

■事故が起きた場合は、速やかに活動を所管する役場の担当課（所管課が不明な場合は総務課）へ連絡してください。その後、事故の状況について所定の事故報告書を作成していただき、事故の発生日から20日以内に所管課へ提出してください。

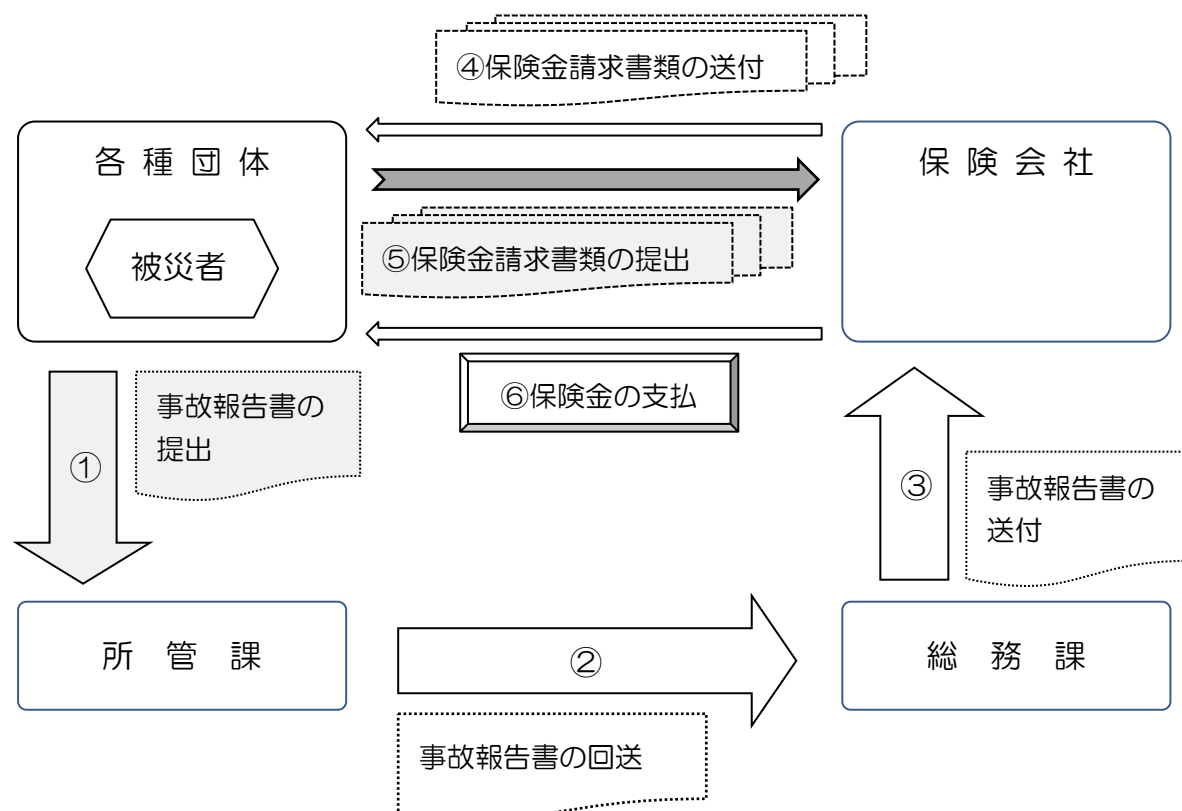
⚠ 事故報告書は、治療の完了を待たず、事故後速やかに提出

■事故報告書の内容を審査し、事故が保険制度の要件を満たしていると判断される場合は、保険が適用されます。

■後日、保険会社より補償金の請求に必要な書類一式が送付されますので、請求書及び必要書類を直接保険会社へ提出してください。保険会社の調査を経て、指定の口座に保険金が支払われます。

⚠ 補償金の請求手続は、治療が完了（治癒）した日以後、又は賠償責任が法律上確定した後、速やかに提出

【保険金請求の流れ（傷害事故）】



連絡先・問い合わせ先

課名	電話番号	庁舎	関係団体
総務課	89-1651	みやき町庁舎	自治会関係 防犯・交通安全
企画調整課	89-1655	みやき町庁舎	特定非営利活動法人
環境福祉課	94-5724	中原庁舎	環境美化関係 福祉関係 ボランティア関係
地域包括支援センター	89-3371	メディカルコミュニ ティセンター	老人クラブ関係
健康増進課	89-3915	北茂安保健センター	健康づくり関係 保健活動関係
子ども未来課	89-4097	児童館	子ども福祉関係
まちづくり課	96-5526	三根庁舎	国際交流関係
学校教育課	89-3052	こすもす館	子どもクラブ関係 PTA 関係
社会教育課	89-3163	こすもす館	社会教育関係 社会体育関係

保険全般のお問合せ・引受保険会社

■問い合わせ先 みやき町役場 総務課 庶務・人事担当
TEL 0942-89-1651

■引受保険会社《令和3年度》
ニューインディア保険会社 下関営業所
TEL 083-256-2333